

I 調査事績の概要

1 令和2事務年度における法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和2事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人925件（前年対比33.7%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は751件（同36.3%）、その申告漏れ所得金額は200億15百万円（同80.6%）、追徴税額は25億38百万円（同45.8%）となっています。

（注1）令和2事務年度の調査事績は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和2年7月から令和3年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

（注2）追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 2,743	% 77.1	件 925	% 33.7
非違があった件数	2	件 2,070	% 76.4	件 751	% 36.3
うち不正計算があった件数	3	件 685	% 75.9	件 259	% 37.8
申告漏れ所得金額	4	百万円 24,832	% 103.2	百万円 20,015	% 80.6
うち不正所得金額	5	百万円 14,450	% 119.5	百万円 7,197	% 49.8
調査による追徴税額	6	百万円 5,536	% 117.1	百万円 2,538	% 45.8
うち加算税額	7	百万円 1,134	% 121.7	百万円 484	% 42.7
不正発見割合(3/1)	8	% 25.0	% ▲0.4	% 28.0	% 3.0
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円 9,053	% 133.9	千円 21,638	% 239.0
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	千円 21,095	% 157.3	千円 27,789	% 131.7
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円 2,018	% 151.8	千円 2,743	% 135.9

（注）調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和2事務年度においては、法人消費税について、909件（前年対比34.5%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は603件（同39.9%）、その追徴税額は23億98百万円（同135.7%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	2,631 件	76.6 %	909 件	34.5 %
非違があった件数	2	1,513 件	76.2 %	603 件	39.9 %
うち不正計算があった件数	3	517 件	73.1 %	204 件	39.5 %
調査による追徴税額	4	1,768 百万円	91.6 %	2,398 百万円	135.7 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	1,005 百万円	110.7 %	1,228 百万円	122.1 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	672 千円	119.6 %	2,638 千円	392.6 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	1,945 千円	151.4 %	6,018 千円	309.4 %

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

2 令和2事務年度における源泉所得税等の調査事績の概要

令和2事務年度においては、1,104件（前年対比33.6%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は414件（同37.5%）で、その追徴税額は4億86百万円（同49.5%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目		令和元		令和2	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	149,188 件	100.3 %	148,637 件	99.6 %
実地調査件数	2	3,284 件	78.5 %	1,104 件	33.6 %
非違があった件数	3	1,103 件	83.6 %	414 件	37.5 %
うち重加算税適用件数	4	139 件	73.2 %	62 件	44.6 %
調査による追徴税額	5	982 百万円	101.8 %	486 百万円	49.5 %
うち重加算税適用追徴税額	6	360 百万円	111.5 %	308 百万円	85.6 %
調査1件当たりの追徴税額	7	299 千円	129.4 %	440 千円	147.2 %

(注) 調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。